

# 仕事中・通勤中のけがや病気に健康保険は使えません

どんなときも健保組合の保険証を使って受診できると思っていませんか？

実は、仕事中・通勤中のけがや病気に「**労災保険**（労働者災害補償保険）」の適用となり、健康保険は使えないのです。



## 「健康保険」と「労災保険」の違いは？

### 健康保険



業務外のけがや病気が対象です。医療費は一部自己負担（1～3割）となります。



### 労災保険



仕事中・通勤中のけがや病気が対象です。原則として自己負担は**ありません**。

※通勤災害の場合、200円の初診時負担あり。



## こんなときは**労災保険**で受診してください

### 仕事が原因でけがや病気がなったとき（業務災害）

仕事のほか、移動中や出張中などにけがをした場合も労災保険の適用となります。また、仕事との因果関係がはっきりしている病気も対象になります。

※合理的な通勤経路でない場合や、仕事・通勤との因果関係が認められない場合などは、労災保険ではなく健康保険が適用となる場合があります。詳しくは労働基準監督署へお問い合わせください。

### 通勤中にけがや病気がなったとき（通勤災害）

労災保険の適用となります。なお、帰宅中に夕食の買い物をしたり医療機関へ寄ったりしても、通常の経路に戻った後は通勤と認められます。

## 労災保険での受診のながれ

1

まずは**労災指定医療機関\***を探して受診してください（緊急時や近くにないときは指定外でも）。

2

保険証は使わず、窓口で初診時に「**労災です**」と伝えてください。必要書類（事業主の証明が必要）に記入して提出することになります。原則として**医療費の自己負担はありません**。

3

後日、労災保険から医療機関へ医療費が支払われます。

\*労災指定医療機関は、厚生労働省のホームページで検索できます。  
\*労災指定外の医療機関で受診した場合は、健保組合の保険証は使わず、窓口で初診時に「**労災です**」と伝え、医療費はいったん全額自己負担してください。ご自身で労働基準監督署に必要書類を提出し、還付金を請求することになります。

Q

通勤中のけがなのに、間違っ  
て保険証を使って受診してしまっ  
たときは、どうすればいいですか？

A

すみやかに**医療機関、健保組合、職場の担当者**に連絡してください。ご自身で労災保険への変更手続きを行う必要があります。労災保険に関する手続きの詳細は、労働基準監督署へお問い合わせいただくか、下記のホームページをご覧ください。

労災保険に関する詳細は**コチラ**

公益財団法人労災保険情報センター <http://www.rousai-ric.or.jp/>